



熊本県公報

号外 第13号
令和3年(2021年)
3月26日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

○東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	6
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	6
○熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	（ 〃 ）	7
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	7
○熊本県財産条例の一部を改正する条例	（財産経営課）	12
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市町村課）	13
○熊本県税条例の一部を改正する条例	（税務課）	14
○熊本県税減免条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	14
○熊本県奨学金返還支援基金条例	（企画課）	14
○熊本県立劇場条例の一部を改正する条例	（文化企画・世界遺産推進課）	14
○熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	（情報政策課）	19
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	21
○熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加に関する条例の一部を改正する条例	（健康福祉政策課）	22
○熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	（高齢者支援課）	23
○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	（障がい者支援課）	49
○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例	（環境保全課）	66
○熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	（くらしの安全推進課）	67
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	（男女参画・協働推進課）	68
○熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	68
○熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例	（林業振興課）	69
○熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例	（漁港漁場整備課）	69
○熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	（道路保全課）	69
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	（都市計画課）	72
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	（港湾課）	74
○熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例	（高校教育課）	77
○県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例	（警察本部生活安全企画課）	77
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	78

本号で公布された条例のあらまし

◇東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 新型コロナウイルス感染症対策作業に従事した場合に支給する感染症防疫作業手当の特例について、対象となる作業を追加することとした。（第7条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年2月1日から適用することとした。

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司に福祉業務手当を支給することとした。(第10条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第25条の20関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条(第1項第2号及び第2項第2号に係る部分に限る。)及び第25条の20の規定は、令和2年4月1日から適用することとした。

◇熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の4条例について、宣誓書等の様式中の「印」を削除することとした。
 - (1) 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例(別記様式関係)
 - (2) 熊本県種雄畜条例(別記第9号様式関係)
 - (3) 熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例(別記様式関係)
 - (4) 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例(別記様式関係)
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。(第2条関係)

(1) 地域連携薬局認定申請手数料	11,000円
(2) 地域連携薬局認定更新申請手数料	11,000円
(3) 専門医療機関連携薬局認定申請手数料	11,000円
(4) 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	11,000円
(5) 地域連携薬局等認定証書換え交付手数料	2,100円
(6) 地域連携薬局等認定証再交付手数料	2,900円
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等における面積区分の細分化等に伴う規定の整備を行うこととした。(第2条、別表第26の5-別表第26の10、別表第26の11の2-別表第26の14関係)
- 3 計量器定期検査手数料等において、非自動ばかりで2以上の計量範囲を有するものの手数料の金額の区分を設けることとした。(別表第22、別表第23関係)
- 4 所要の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴うもの(第2条、別表第26の11の2-別表第26の14関係)
 - (2) その他規定の整理(別表第26の11の2-別表第26の14関係)
- 5 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。
 - (1) 6の一部及び7の一部 公布の日
 - (2) 2、3、4及び6の一部 令和3年4月1日
 - (3) 1及び7の一部 令和3年8月1日
- 6 所要の経過措置を定めることとした。
- 7 1に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するとともに、所要の経過措置を定めることとした。(附則第5項関係)

◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

- 1 行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 水俣市の所在地区分を変更することとした。(別表関係)
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 土地改良法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 法人の県民税
 - (1) 県民税の法人税割の超過課税について、適用期限を5年間延長することとした。(附則第14条関係)
 - (2) 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合の合併法人で特定のものに対する県民税の法人税割の超過課税の軽減措置について、適用期限を5年間延長することとした。(附則第16条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

- 1 平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を2年間延長することとした。(附則第3項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県奨学金返還支援基金条例

- 1 熊本県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 基金の設置について定めることとした。（第1条関係）
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。（第2条関係）
 - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。（第3条関係）
 - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。（第4条関係）
 - (5) 基金の運用について定めることとした。（第5条関係）
 - (6) 基金の処分について定めることとした。（第6条関係）
 - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第7条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立劇場条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立劇場について、コンサートホール等を次の区分で使用する場合に係る使用料を追加することとした。（別表関係）
 - (1) コンサートホールのステージのみを使用する場合
 - (2) コンサートホールのステージ、1階客席及びホワイエのみを使用する場合
 - (3) コンサートホールのホワイエのみを使用する場合
 - (4) 演劇ホールのステージのみを使用する場合
 - (5) 演劇ホールのステージ、地階客席及びホワイエのみを使用する場合
 - (6) 演劇ホールのホワイエのみを使用する場合
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の名称を「熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改めることとした。
- 2 目的を改めることとした。（第1条関係）
- 3 申請等又は処分通知等の手続における経由機関の定義を定めることとした。（第2条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第3条関係）
- 5 市町村との連携等について定めることとした。（第4条関係）
- 6 申請等又は処分通知等の手続のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合に、当該部分以外の部分に電子情報処理組織による申請等又は処分通知等の規定を適用することを定めることとした。（第5条、第6条関係）
- 7 電子情報処理組織による処分通知等について、相手方の同意を要件とする規定を追加することとした。（第6条関係）
- 8 添付書面等の省略に関する規定を追加することとした。（第9条関係）
- 9 その他規定の整理を行うこととした。（第2条、第5条―第8条、第10条、第11条関係）
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 11 所要の経過措置を定めることとした。
- 12 1及び9に伴い、熊本県種雄畜条例及び熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第4項関係）

◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 個人番号及び特定個人情報を利用する事務に次の事務を加えることとした。（別表第1関係）
 - (1) 私立高等学校等の専攻科に在学する生徒に対して交付する就学支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 私立高等学校等の専攻科に在学する生徒の保護者等に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
 - (3) 公立高等学校等の専攻科に在学する生徒の保護者等に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第2条、第28条、第29条関係）
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正す

る 条 例

- 1 次の9条例について、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第4条】
 - (5) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第5条】
 - (6) 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第6条】
 - (7) 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第7条】
 - (8) 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第8条】
 - (9) 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第9条】
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の11条例について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例【第4条】
 - (5) 熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例【第5条】
 - (6) 熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第6条】
 - (7) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第7条】
 - (8) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第8条】
 - (9) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第9条】
 - (10) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例【第10条】
 - (11) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【第11条】
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 特定事業場の定義を改めることとした。(第2条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(別表第2関係)
- 3 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 自転車貸付業者の責務等について定めることとした。(第3条、第10条、第16条関係)
- 2 事業者が、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力することを努力義務とする事とした。(第8条関係)
- 3 自転車利用者、保護者、事業者及び自転車貸付業者が自転車損害賠償保険等へ加入することを義務付けることとした。(第11条―第14条関係)
- 4 自転車小売業者及び事業者が自転車の購入者及び従業員に対して、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認すること等を努力義務とすることとした。(第15条関係)
- 5 その他規定の整理を行うこととした。(第2条、第5条、第9条、第17条―第19条関係)
- 6 この条例は、令和3年10月1日から施行することとした。

◇熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条の2、第8条関係)
- 2 この条例は、令和3年6月9日から施行することとした。

◇熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 請求があった場合に控除対象特定非営利活動法人が閲覧させるべき役員名簿等の記載事項から、個人の住所等の記載部分を除外できることとした。(第10条、第12条関係)
- 2 控除対象特定非営利活動法人が毎事業年度知事へ提出すべき書類から、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類等を除外することとした。(第13条関係)
- 3 知事が閲覧等をさせるべき控除対象特定非営利活動法人の役員名簿等の記載事項から、個人の住所等の記載部分を除外することとした。(第14条関係)
- 4 その他規定の整理を行うこととした。(第3条、第4条関係)
- 5 この条例は、令和3年6月9日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例

- 1 熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

- 1 県が管理する漁港施設の占用の期間を最長10年に延長することとした。(第13条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(別表第2関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 道路を占用する場合の占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 自動運行補助施設に係る道路の占用料を定めることとした。(別表関係)
- 3 水俣市の所在地区分を変更することとした。(別表関係)
- 4 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 都市公園を占用する場合の使用料の額を改定することとした。(別表第1関係)
- 2 PHS基地局に係る使用料の規定を削除することとした。(別表第1関係)
- 3 水俣市の所在地区分を変更することとした。(別表第1関係)
- 4 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 臨港地区内の道路に工作物、物件又は施設を設け、継続的に当該道路を使用する場合の使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- 2 水俣市の所在地区分を変更することとした。(別表第2関係)
- 3 この条例は、令和3年5月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県育英資金貸与基金条例の一部改正【第1条】
5 育英資金の延滞利息の利率を6月につき2.5パーセントから6月につき1.5パーセントに改めることとした。(第13条関係)
- 2 熊本県育英資金貸与基金条例の一部改正【第2条】
育英資金の延滞利息について、利率の計算方法の改定を行うこととした。(第13条関係)
- 3 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正【第3条】
高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金の延滞金の利率を年5パーセントから年3パーセントに改めることとした。(第11条関係)
- 4 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部改正【第4条】
通学支援奨学金の延滞利息の利率を6月につき2.5パーセントから6月につき1.5パーセントに改めることとした。(第10条関係)
- 5 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部改正【第5条】
通学支援奨学金の延滞利息について、利率の計算方法の改定を行うこととした。(第10条関係)
- 6 1、3及び4並びに7の一部は令和3年4月1日から、2及び5並びに7の一

部は令和4年4月1日から施行することとした。
7 所要の経過措置を定めることとした。

◇県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例

- 1 条例の名称を「県民を特殊詐欺被害から守る条例」に改めることとした。
- 2 特殊詐欺の新たな手口の発生を踏まえ、条例の対象となる行為を見直すとともに、本則中の「振り込め詐欺」を「特殊詐欺」に改めることとした。（第1条—第12条関係）
- 3 その他規定の整理を行うこととした。（第1条、第2条、第10条、第15条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年2月13日から適用することとした。

条 例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「規定する職員」の次に「（以下「職員」という。）」を加え、「新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症をいう。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる区域として知られるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるもの」を「次に掲げる作業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスを有するものが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいう。以下同じ。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる区域として知られるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって知事が定めるもの

第7条第3項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他知事が定める作業に從事した場合にあっては、4,000円）」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に從事した場合にあっては、4,000円）
- (2) 第1項第2号の作業 1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円）

第7条に次の1項を加える。

- 4 職員、警察職員、県立学校職員及び市町村立学校職員が同一の日に第1項各号の作業に從事した場合は、同項第2号の作業に係る手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特種勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「福祉事務所に勤務する職員（所長及び次長を除く。）」を「次に掲げる職員」に、「現業業務」を「業務」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 福祉事務所に勤務する職員（所長及び次長を除く。）

(2) 福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司

第10条第2項中「前項の業務に従事した日1日につき600円」を「次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第1号に掲げる職員 現業業務に従事した日1日につき600円

(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき6,600円

第25条の20中「第3条第2項第1号」の次に「又は第10条第2項第2号」を加え、「同号」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条（第1項第2号及び第2項第2号に係る部分に限る。）及び第25条の20の規定は、令和2年4月1日から適用する。

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「印」を削る。

(1) 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年熊本県条例第3号）別記様式

(2) 熊本県種雄畜条例（昭和28年熊本県条例第44号）別記第9号様式

(3) 熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年熊本県条例第30号）別記様式

(4) 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年熊本県条例第31号）別記様式

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第421号の次に次の4号を加える。

(421)の2 医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査

地域連携薬局認定申請手数料 11,000円

(421)の3 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査

地域連携薬局認定更新申請手数料 11,000円

(421)の4 医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査

専門医療機関連携薬局認定申請手数料 11,000円

(421)の5 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査

専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料 11,000円

第2条第1項第427号の9の次に次の2号を加える。

(427)の10 医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（次号において「地域連携薬局等」という。）の認定証の書換え交付

地域連携薬局等認定証書換え交付手数料 2,100円

(427)の11 医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付

地域連携薬局等認定証再交付手数料 2,900円

第2条第1項第625号ア(ア)中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書」に改め、「別表第26の8において同じ。」の次に「又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、同号ア(イ)中「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同項第6

25号の2ア(ア)中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同号ア(イ)中「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同項第625号の5中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第625号の6中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第625号の7中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

別表第22の1の項中
 ら(3)までに掲げる金
 倍の額
 を
 』
 から(3)までに掲げる金
 2倍の額

(4) 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満のもの
 (4) 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満のもの
 (5) (1)、(3)又は(4)に掲げる非自動はかりで2以上の計量範囲を有するもの

(1) かの額の2
 (1) 額の
 計量(1)金額加算

範囲が1増すごとに、
 (3)又は(4)に掲げる
 に当該金額の5割の額を
 した額
 に改める。

別表第23の1の項中

エ 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満のもの

アから2倍の

ウまでに掲げる金額の
 額
 を
 』
 からウまでに掲げる金額の
 倍の額

エ 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満のもの
 オ ア、ウ又はエに掲げる非自動はかりで2以上の計量範囲を有するもの

ア2
 計、該額

量範囲が1増すごとに、ア
 ウ又はエに掲げる金額に当
 金額の5割の額を加算した
 に改める。

別表第26の5適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合の項中「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改める。

別表第26の6適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又はこれに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、

面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合	34
面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合	21,000円
面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合	34,000円

を
 』
 に改め、同表
 適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及びこれに相当するものとして

知事が指定するもののいずれも」に、

面積が300平方メートルを超え2,	185,0
000平方メートル以下の場合	

00円

を

面積が300平方メートルを超え1,	143,000円
000平方メートル以下の場合	
面積が1,000平方メートルを超え	185,000円
2,000平方メートル以下の場合	

に改める。

別表第26の7適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又はこれに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、

面積が300平方メートルを超え2,	34
000平方メートル以下の場合	

,000円」を

面積が300平方メートルを超え1,	21,000円
000平方メートル以下の場合	
面積が1,000平方メートルを超え	34,000円
2,000平方メートル以下の場合	

に改め、同表

適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも」に、

面積が300平方メートルを超え2,	396,0
000平方メートル以下の場合	

00円

を

面積が300平方メートルを超え1,	310,000円
000平方メートル以下の場合	
面積が1,000平方メートルを超え	396,000円
2,000平方メートル以下の場合	

に改める。

別表第26の8適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合の項中「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改める。

別表第26の9適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又はこれに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、

面積が300平方メートルを超え2,	17
000平方メートル以下の場合	

,000円」を

面積が300平方メートルを超え1,	10,500円
000平方メートル以下の場合	
面積が1,000平方メートルを超え	17,000円
2,000平方メートル以下の場合	

に改め、同表

適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも」に、

面積が300平方メートルを超え2,	92,5
000平方メートル以下の場合	

00円

を

面積が300平方メートルを超え1,	71,500円
000平方メートル以下の場合	
面積が1,000平方メートルを超え	92,500円
2,000平方メートル以下の場合	

に改める。

別表第26の10適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又はこれに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、

面積が300平方メートルを超え2,	1
000平方メートル以下の場合	

7,000円」を

面積が300平方メートルを超え1,	10,500円
000平方メートル以下の場合	
面積が1,000平方メートルを超え	17,000円
2,000平方メートル以下の場合	

に改め、同

表適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも」に、

面積が300平方メートルを超え2,	198,
000平方メートル以下の場合	

000円

を

面積が300平方メートルを超え1,	155,000円
000平方メートル以下の場合	
面積が1,000平方メートルを超え	198,000円
2,000平方メートル以下の場合	

に改める。

別表第26の11の2認定通知書が添付された場合の項中

300平方メートル以上2	方メートル未満のもの
--------------	------------

,000平

26,000円

を

300平方メートル以上1,	000平	17,000
方メートル未満のもの		
1,000平方メートル以上2,	00	26,000
0平方メートル未満のもの		

円」に改め、同表認定通知書が添付されない場合の項中

300平方メートル以上2,	0
方メートル未満のもの	

00平	129,000円
-----	----------

を

300平方メートル以上1,	000平	100,000円
方メートル未満のもの		
1,000平方メートル以上2,	00	129,000円
0平方メートル未満のもの		

に、「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に、「300平方メートル以上
平方メートル未満のもの

2,000平	325,000円	を	「300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	256,000
			「1,000平方メートル以上2,000 0平方メートル未満のもの	325,000

0円
0円
に改め、同表備考1中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第

1項」を「第35条第1項」に改め、同表備考3中「並びに第10条第1号イ(2)及びロ
(2)」を削り、同表備考4中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、
「並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)」を削り、「方法」の次に「又は同号ただし書
に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を
加える。

別表第26の11の3認定通知書が添付された場合の項中「300平方メートル以上2
方メートル未満のもの

,000平	13,000円	を	「300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	8,500
			「1,000平方メートル以上2,000 0平方メートル未満のもの	13,000

円
円
に改め、同表認定通知書が添付されない場合の項中「300平方メートル以上2,0
方メートル未満のもの

00平	64,500円	を	「300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	50,000円
			「1,000平方メートル以上2,000 0平方メートル未満のもの	64,500円

に、「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に、「300平方メートル以上
方メートル未満のもの

2,000平	162,500円	を	「300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	128,000
			「1,000平方メートル以上2,000 0平方メートル未満のもの	162,500

0円
0円
に改め、同表備考1中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第

1項」を「第35条第1項」に改め、同表備考3中「並びに第10条第1号イ(2)及びロ
(2)」を削り、同表備考4中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、
「並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)」を削り、「方法」の次に「又は同号ただし書
に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を
加える。

別表第26の12住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条
第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）
の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するもの
として知事が指定するもの」に、「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書
及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表非住宅部分（建築物
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。
以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）の項中「適合証が添付された」を

「適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された」に、「面積が
00平

300平方メートル以上2,0 方メートル未満のもの	26,000円	を	「面積が300平方メートル以上1 00平方メートル未満のもの	
			「面積が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未満のもの	

,0
17,000円
上2
26,000円
に、「適合証が添付されない」を「適合証及びこれに相当するも

のとして知事が指定するもののいずれも添付されない」に、「面積が300平方メートル
00平方メートル未満のもの

以上2,0 の	129,000円	を	「面積が300平方メートル以上1,0 00平方メートル未満のもの	100,000
			「面積が1,000平方メートル以上2 129,000	

円
円
円

に、**「標準入力法又は主要室入力法」**を**「標準入力法等」**に、**「面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの」**

面積が300平方メートル以上1,0256,000平方メートル未満のもの	面積が1,000平方メートル以上2,325,000平方メートル未満のもの
-------------------------------------	--------------------------------------

000円
000円

を
」

に改め、同表備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3

0条第1項第1号」を「同法第35条第1項第1号」に改め、同表備考4中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「方法」の次に「又は同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

別表第26の13住宅部分の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表非住宅部分の項中「適合証が添付された」を「適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された」に、**「面積が300平方メートル以上2,013,000平方メートル未満のもの」**

面積が300平方メートル以上1,08,500平方メートル未満のもの	面積が1,000平方メートル以上2,13,000平方メートル未満のもの
-----------------------------------	-------------------------------------

000円
」

を
」

に、「適合証が添付されない」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない」に、**「面積が300平方メートル以上2,064,500平方メートル未満のもの」**を**「面積00平方メートル未満のもの」**

面積が300平方メートル以上1,050,000平方メートル未満のもの	面積が1,000平方メートル以上2,64,500平方メートル未満のもの
------------------------------------	-------------------------------------

に、「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に、**「面積が300平方メートル以上2,0162,500平方メートル未満のもの」**を

面積が300平方メートル以上1,0128,000平方メートル未満のもの	面積が1,000平方メートル以上2,162,500平方メートル未満のもの
-------------------------------------	--------------------------------------

に改め、同表備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号」を「同法第35条第1項第1号」に改め、同表備考4中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「方法」の次に「又は同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、同表備考6中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

別表第26の14住宅部分の項中「又は建設住宅性能評価書」を「、建設住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、「及び建設住宅性能評価書」を「、建設住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表非住宅部分の項中「又は認定通知書」を「、認定通知書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、**「面積が300平方メートル以上2,026,000平方メートル未満のもの」**

面積が300平方メートル以上1,017,000平方メートル未満のもの	面積が1,000平方メートル以上2,26,000平方メートル未満のもの
------------------------------------	-------------------------------------

を
」

に、「及び認定通知書」を「、認定通知書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、**「面積が300平方メートル以上2,0129,000平方メートル未満のもの」**を**「面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの」**

100,000円
」

に、「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に、

129,000円

面積
00

が300平方メートル以上2,0325,000円
平方メートル未満のもの

面積が300平方メートル以上
00平方メートル未満のもの
面積が1,000平方メートル
、000平方メートル未満のもの

1,0256,000円

以上2325,000円
の

に改め、同表備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律第2条第3号」を「同法第2条第3号」に改め、同表備考3(1)中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表備考9中「並びに第10条第1号イ(2)及びロ(2)」を削り、同表備考10中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)」を削り、「方法」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項及び第5項の規定 公布の日
- (2) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 令和3年4月1日
- (3) 第2条第1項第421号の次に4号を加える改正規定及び同項第427号の9の次に2号を加える改正規定並びに附則第4項の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料、前項第2号第1項に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)の前日までの間、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第12条第7項の規定により行われる同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請又は同法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に係る手数料については、改正後の熊本県手数料条例第2条第1項(第421号の2又は第421号の4に係る部分に限る。)の規定の例により徴収するものとする。(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。別表第1手数料の項第384号の次に次の4号を加える。

- 384の2 地域連携薬局認定申請手数料
 - 384の3 地域連携薬局認定更新申請手数料
 - 384の4 専門医療機関連携薬局認定申請手数料
 - 384の5 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料
- 別表第1手数料の項第390号の9の次に次の2号を加える。
- 390の10 地域連携薬局等認定証書換え交付手数料
 - 390の11 地域連携薬局等認定証再交付手数料

(熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

5 3号施行日の前日までの間、附則第3項の規定により徴収する手数料については、前項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1(手数料の項第384号の2又は第384号の4に係る部分に限る。)の規定の例により徴収するものとする。

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県財産条例の一部を改正する条例

熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条関係)

区 分		使用料				
		単 位	所在地			
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
土地	電柱類を設置する場合	1年	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第8条の規定の例により算定した額			

電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額				
地下埋設物を設置する場合	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	27円	26円	24円	23円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	39円	37円	34円	33円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	59円	55円	51円	49円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	78円	74円	68円	66円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	120円	110円	100円	99円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	160円	150円	140円	130円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	270円	260円	240円	230円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	390円	370円	340円	330円
		外径が1メートル以上のもの	780円	740円	680円	660円
その他の場合	1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額				
建物	1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額				
その他	1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額				

別表備考第1号(3)中「、水俣市」を削る。
附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
附則第14条及び第16条中「令和3年9月30日」を「令和8年9月30日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例
熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。
附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県奨学金返還支援基金条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第13号

熊本県奨学金返還支援基金条例

- (設置)
- 第1条 県内に就業する大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）をいう。）を卒業した者等の奨学金の返還を支援することにより、その者の県内での就業の継続を図り、もって将来の地域産業を担う人材を確保するため、熊本県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。
- (積立て)
- 第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
- (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
- (繰替運用)
- 第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- (基金の処分)
- 第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
- (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第14号

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例
熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第9条、第13条関係)
1 コンサートホール等使用料

区分			金額						
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
コンサートホール	平日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	39,600円	79,200円	99,000円	118,800円	157,300円	196,900円
			ステージのみの使用	23,760円	47,520円	59,400円	71,280円	94,380円	118,140円
			ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	31,680円	63,360円	79,200円	95,040円	125,840円	157,520円
			ホワイエのみの使用	7,920円	15,840円	19,800円	23,760円	31,460円	39,380円
	最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	59,400円	118,800円	147,400円	177,100円	236,500円	294,800円	
		ステージのみの使用	35,640円	71,280円	88,440円	106,260円	141,900円	176,880円	
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	47,520円	95,040円	117,920円	141,680円	189,200円	235,840円	
		ホワイエのみの使用	11,880円	23,760円	29,480円	35,420円	47,300円	58,960円	
	最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	67,100円	133,100円	167,200円	200,200円	266,200円	333,300円	
		ステージのみの使用	40,260円	79,860円	100,320円	120,120円	159,720円	199,980円	
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	53,680円	106,480円	133,760円	160,160円	212,960円	266,640円	
		ホワイエのみの使用	13,420円	26,620円	33,440円	40,040円	53,240円	66,660円	
	最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	73,700円	147,400円	184,800円	222,200円	297,000円	370,700円	
		ステージのみの使用	44,220円	88,440円	110,880円	133,320円	178,200円	222,420円	
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	58,960円	117,920円	147,840円	177,760円	237,600円	296,560円	
		ホワイエのみの使用	14,740円	29,480円	36,960円	44,440円	59,400円	74,140円	

	最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	全部の使用	79,200円	158,400円	198,000円	237,600円	316,800円	396,000円
		ステージのみの使用	47,520円	95,040円	118,800円	142,560円	190,080円	237,600円
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	63,360円	126,720円	158,400円	190,080円	253,440円	316,800円
		ホワイエのみの使用	15,840円	31,680円	39,600円	47,520円	63,360円	79,200円
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	47,300円	94,600円	118,800円	143,000円	190,300円	237,600円
		ステージのみの使用	28,380円	56,760円	71,280円	85,800円	114,180円	142,560円
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	37,840円	75,680円	95,040円	114,400円	152,240円	190,080円
		ホワイエのみの使用	9,460円	18,920円	23,760円	28,600円	38,060円	47,520円
	最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	71,500円	141,900円	178,200円	213,400円	282,700円	354,200円
		ステージのみの使用	42,900円	85,140円	106,920円	128,040円	169,620円	212,520円
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	57,200円	113,520円	142,560円	170,720円	226,160円	283,360円
		ホワイエのみの使用	14,300円	28,380円	35,640円	42,680円	56,540円	70,840円
	最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	80,300円	159,500円	200,200円	239,800円	319,000円	399,300円
		ステージのみの使用	48,180円	95,700円	120,120円	143,880円	191,400円	239,580円
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	64,240円	127,600円	160,160円	191,840円	255,200円	319,440円
		ホワイエのみの使用	16,060円	31,900円	40,040円	47,960円	63,800円	79,860円
	最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	89,100円	178,200円	222,200円	266,200円	355,300円	444,400円
		ステージのみの使用	53,460円	106,920円	133,320円	159,720円	213,180円	266,640円
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	71,280円	142,560円	177,760円	212,960円	284,240円	355,520円
		ホワイエのみの使用	17,820円	35,640円	44,440円	53,240円	71,060円	88,880円

		最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	全部の使用	95,040円	190,080円	237,600円	285,120円	380,160円	475,200円
			ステージのみの使用	57,020円	114,050円	142,560円	171,070円	228,100円	285,120円
			ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	76,030円	152,060円	190,080円	228,100円	304,130円	380,160円
			ホワイエのみの使用	19,010円	38,020円	47,520円	57,020円	76,030円	95,040円
演劇ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	34,100円	67,100円	83,600円	100,100円	133,100円	167,200円
			ステージのみの使用	20,460円	40,260円	50,160円	60,060円	79,860円	100,320円
			ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	27,280円	53,680円	66,880円	80,080円	106,480円	133,760円
			ホワイエのみの使用	6,820円	13,420円	16,720円	20,020円	26,620円	33,440円
		最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	49,500円	100,100円	125,400円	149,600円	201,300円	250,800円
	ステージのみの使用		29,700円	60,060円	75,240円	89,760円	120,780円	150,480円	
	ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用		39,600円	80,080円	100,320円	119,680円	161,040円	200,640円	
	ホワイエのみの使用		9,900円	20,020円	25,080円	29,920円	40,260円	50,160円	
		最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	57,200円	112,200円	141,900円	169,400円	225,500円	281,600円
	ステージのみの使用		34,320円	67,320円	85,140円	101,640円	135,300円	168,960円	
	ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用		45,760円	89,760円	113,520円	135,520円	180,400円	225,280円	
	ホワイエのみの使用		11,440円	22,440円	28,380円	33,880円	45,100円	56,320円	
		最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	62,700円	125,400円	157,300円	189,200円	251,900円	314,600円
	ステージのみの使用		37,620円	75,240円	94,380円	113,520円	151,140円	188,760円	
	ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用		50,160円	100,320円	125,840円	151,360円	201,520円	251,680円	
	ホワイエのみの使用		12,540円	25,080円	31,460円	37,840円	50,380円	62,920円	

	最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	全部の使用	68,200円	136,400円	170,500円	204,600円	272,800円	341,000円
		ステージのみの使用	40,920円	81,840円	102,300円	122,760円	163,680円	204,600円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	54,560円	109,120円	136,400円	163,680円	218,240円	272,800円
		ホワイエのみの使用	13,640円	27,280円	34,100円	40,920円	54,560円	68,200円
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	39,600円	80,300円	100,100円	121,000円	160,600円	201,300円
		ステージのみの使用	23,760円	48,180円	60,060円	72,600円	96,360円	120,780円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	31,680円	64,240円	80,080円	96,800円	128,480円	161,040円
		ホワイエのみの使用	7,920円	16,060円	20,020円	24,200円	32,120円	40,260円
	最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	60,500円	119,900円	149,600円	180,400円	239,800円	300,300円
		ステージのみの使用	36,300円	71,940円	89,760円	108,240円	143,880円	180,180円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	48,400円	95,920円	119,680円	144,320円	191,840円	240,240円
		ホワイエのみの使用	12,100円	23,980円	29,920円	36,080円	47,960円	60,060円
	最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	68,200円	135,300円	169,400円	203,500円	270,600円	338,800円
		ステージのみの使用	40,920円	81,180円	101,640円	122,100円	162,360円	203,280円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	54,560円	108,240円	135,520円	162,800円	216,480円	271,040円
		ホワイエのみの使用	13,640円	27,060円	33,880円	40,700円	54,120円	67,760円
	最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	74,800円	151,800円	189,200円	226,600円	302,500円	377,300円
		ステージのみの使用	44,880円	91,080円	113,520円	135,960円	181,500円	226,380円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	59,840円	121,440円	151,360円	181,280円	242,000円	301,840円
		ホワイエのみの使用	14,960円	30,360円	37,840円	45,320円	60,500円	75,460円

	最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	全部の使用	81,840円	163,680円	204,600円	245,520円	327,360円	409,200円
		ステージのみの使用	49,100円	98,210円	122,760円	147,310円	196,420円	245,520円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	65,470円	130,940円	163,680円	196,420円	261,890円	327,360円
		ホワイエのみの使用	16,370円	32,740円	40,920円	49,100円	65,470円	81,840円
大会議室			22,000円	24,200円	46,200円	26,400円	50,600円	72,600円
中会議室			3,300円	3,640円	6,930円	3,960円	7,590円	10,890円
小会議室			2,200円	2,420円	4,620円	2,640円	5,060円	7,260円
和室			4,400円	4,840円	9,240円	5,280円	10,120円	14,520円
音楽リハーサル室			6,600円	7,260円	13,860円	7,920円	15,180円	21,780円
演劇リハーサル室			6,600円	7,260円	13,860円	7,920円	15,180円	21,780円
第1練習室(219平方メートル)			4,400円	4,840円	9,240円	5,280円	10,120円	14,520円
第2練習室(167平方メートル)及び第3練習室(169平方メートル)			2,750円	3,080円	5,830円	3,300円	6,380円	9,130円
第1楽屋、第2楽屋、第3楽屋、第4楽屋及び第5楽屋			2,200円	2,420円	4,620円	2,640円	5,060円	7,260円
第1控室、第2控室、第3控室、第4控室、第5控室及び第6控室			2,200円	2,420円	4,620円	2,640円	5,060円	7,260円
附属設備		知事が定める額						

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第6号に後段として次のよ

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中11の項を14の項とし、12の項の次に次の1項を加える。

13 教育委員会	学校教育法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立高等学校等専攻科並びに国及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。以下「公立高等学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第1中10の項を12の項とし、4の項から9の項までを2項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の2項を加える。

4 知事	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校の専攻科（私立のものに限る。以下「私立高等学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等専攻科に在学する生徒に対して交付する就学支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	私立高等学校等専攻科（学校教育法第1条に規定する特別支援学校の専攻科を除く。以下この項及び13の項において同じ。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第16号」を「第2条第18号」に改め、同条第3号中「第2条第18号」を「第2条第20号」に改め、同条第5号中「第2条第19号」を「第2条第21号」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 公立小学校等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「施行令」という。）第5条第1号に規定する公立小学校等をいう。

第28条中「、高等学校、中等教育学校」を「及び中等教育学校（これらのうち公立小学校等を除く。）並びに高等学校」に改める。

第29条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）」を「施行令」に改め、「特別特定建築物（」の次に「公立小学校等、」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。